



平成 28 年 3 月 3 日
海上保安庁

ジブチ共和国及びセーシェル共和国において海賊の護送・引渡し訓練を実施 ～覚書に基づく、セーシェル共和国との初の訓練～

海上保安庁では、国際飛行慣熟を兼ねて航空機（ガルフV「うみわし」）をジブチ共和国及びセーシェル共和国に派遣し、「両国関係機関との間における海賊の護送と引渡しに関する訓練」及び「海賊対策を含む海上保安に係る意見交換」等を実施しました。

海上保安庁では、今後とも、関係国・関係機関と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策を的確に実施していきます。

1. 派遣日程等

(1) 派遣日程（平成28年2月24日から3月2日の間）

平成28年2月	24日（水）	羽田発
	25日（木）	ジブチ着 国家治安庁、護衛艦表敬
	26日（金）	海賊護送訓練
	27日（土）	ジブチ発～セーシェル着
	29日（月）	海賊引渡し訓練
3月	1日（火）	セーシェル外務省表敬、セーシェル発
	2日（水）	羽田着

(2) 派遣航空機及び派遣者

ガルフV「うみわし」（羽田航空基地所属）及び海上保安庁幹部（海上保安監）

2. 各派遣国において実施した訓練等

(1) ジブチ共和国

2月26日、逮捕した海賊の身柄を護送する必要が生じた場合を想定して、迅速かつ円滑な身柄の護送が実施できるよう、海賊護送訓練等を実施しました。（同種訓練は4回目）

(2) セーシェル共和国

2月29日、セーシェル共和国関係機関との間で、海賊等の引渡し訓練を実施しました。

※ 平成26年12月、我が国とセーシェル共和国との間で、「海賊と疑われる者の引渡し等に関する覚書」への署名がなされており、当庁と同国関係機関との間での訓練実施は今回が初。

ジブチ共和国関係機関との
海賊護送訓練等の様子



セーシェル共和国関係機関との
海賊護送訓練等の様子

